

平成25年4月1日から 「高齢者雇用安定法」 が新しくなります！

事業主のみなさん、あなたの会社は希望者全員が65歳まで働くことができる制度になっていますか。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）が改正され、労使協定により継続雇用する対象者を限定する基準を設けることはできなくなります。

平成25年4月1日から、国内のすべての企業は以下のいずれかの対応が求められます。
①65歳以上への定年の引上げ
②希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度の導入
③定年の定め廃止

※平成37年度までは経過措置として、厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢以下の人に、対象者を限定する基準を適用することが可能です。
詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

改正法の内容、資料等については愛媛労働局のホームページでご覧になることができます。

問い合わせ

ハローワーク宇和島
☎0895-22-8609

健康づくり講演会のお知らせ

鬼北町立北宇和病院では、次のとおり健康づくり講演会を開催します。

入場は無料ですので、お気軽にお越しください。

日時 平成25年1月24日(木)
18時～19時30分

講師 愛媛大学医学部付属病院
抗加齢予防医療センター
センター長
伊賀瀬 道也 先生

演題 「10歳若返るアンチエイジングの秘訣」

場所 鬼北町立北宇和病院
2階 大会議室

問い合わせ
鬼北町立北宇和病院
☎0895-45-3400

宇和島税務署からのお知らせ

まもなく所得税の確定申告の時期（所得税・3月15日(金)消費税および地方消費税・4月1日(月)まで）となります。

今年、インターネットを使って申告書の作成にチャレンジしてみませんか。

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「確定申告

書等作成コーナー」を利用して簡単に作成できます。

【国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>】
また、当該コーナーで作成した申告書は、インターネットを利用して、直接電子申告(e-tax)するか、A4の普通紙に印刷し、郵送等で税務署へ提出することができます。

▼最高3千円の税額控除
所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、法定申告期限内にe-taxで行うと、所得税額から最高3千円の控除を受けることができます。（平成19年から24年分の間、いずれか1回）

▼添付書類の提出省略
源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することで、書類の提出または提示を省略できます。

※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。

▼還付金がスピーディー
e-taxで申告された還付申告は、早期処理しています。（3週間程度に短縮）

もっと詳しい情報は、e-taxホームページ

Taxホームページ
[<http://www.e-tax.nta.go.jp>]
をご覧ください。

年金所得者の確定申告不要制度
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得の合計金額が20万円以下である場合には確定申告は不要となりました。
※住民税の申告は必要です。

その場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできません。

不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ
宇和島税務署
☎0895-22-4511

愛媛労働局からのお知らせ

平成25年1月31日(木)は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆さまへは、1月11日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

愛媛県労働局
労働保険徴収室
☎089-935-5202